

中京区選挙管理委員会告示第41号

検察審査会法第10条第1項の規定による検察審査員候補者を選定するくじを行う場所、日時及びくじの方法は、次のとおりです。

平成17年12月5日

中京区選挙管理委員会  
委員長 相賀 宏造

1 くじを行う場所

京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地  
中京区役所

2 くじを行う日時

平成17年12月15日 午前10時開始

3 くじの方法

検察審査員候補者選定規程（平成5年4月15日中京区選挙管理委員会規程第1号）の定めるところによる。

（中京区選挙管理委員会事務局）